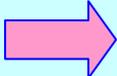


1. 市・県民税均等割税率の改正（平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間）

（現行）4,700円  （改正後）5,700円

(1) 法律の趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条に定める基本理念に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の処置として市・県民税の均等割の標準税率について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の特例が定められました。（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税法の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号））

(2) 特例の内容

- ・市民税均等割…市民税均等割の標準税率（現行 3,000 円）について、500 円を加算した額
- ・県民税均等割…県民税均等割の標準税率（現行 1,700 円）について、500 円を加算した額

<特例の期間>

均等割	現 行 (平成 25 年度まで)	特 例 期 間 (平成 26 年度から平成 35 年度まで)
市民税	3,000 円	3,500 円
県民税※	1,700 円	2,200 円
合 計	4,700 円	5,700 円

※県民税のうち 700 円は森林環境税です。（森林環境保護等を目的）

2. 給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を越える場合の給与所得控除金額について、245 万円の上限が設けられました。

(1) 適用について

- 所 得 税…平成 25 年分より適用
- 市・県民税…平成 26 年度より適用

(2) 改正後の給与所得の計算式（A=給与収入）

<現行>

給与収入額(A)	給与所得金額(B)
1000 万円超	$A \times 0.95 - 170$ 万円

<改正後>

給与収入額(A)	給与所得金額(B)
1000 万円から 1500 万以下	$A \times 0.95 - 170$ 万円
1500 万円超	$A - 245$ 万円



3. 給与支払報告書の電子データによる提出の義務化

平成 26 年 1 月 1 日以降、前々年に提出すべきであった「給与所得の源泉徴収票」が 1,000 枚を超える事業所については、各自治体に提出する「給与支払報告書」を eLTAX または光ディスク等の電子媒体を利用して提出することが義務付けされます。

4. 公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しない方が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、市・県民税の申告書の提出を不要とすることとされました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（寡夫）」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、控除が適用されません。その際は、確定申告または市・県民税申告が必要となりますのでご注意ください。

(1) 寡婦（寡夫）控除とは

	要件	控除額 (所得税)	控除額 (市・県民税)
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 1. 夫と死別（離婚）した後再婚していない人又は夫の生死が明らかでない人で、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する。 2. 夫と死別した後再婚していない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下である。	27万円	26万円
特別寡婦控除	上記の1にあげる人（扶養親族である子を有する場合に限ります）に該当し、かつ合計所得金額が500万円以下の人	35万円	30万円
寡夫控除	次のすべてに該当する場合 1. 妻と死別（離婚）した後再婚していない人又は妻の生死が明らかでない人。 2. 総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する。 3. 合計所得金額が500万円以下である。	27万円	26万円

(2) 寡婦（寡夫）控除に係る非課税基準

本人が寡婦（寡夫）で前年の合計所得金額が125万円以下の場合、地方税法第295条第1項第2号により市・県民税は非課税となります。

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年	1明治	2大正	3昭和	4平成
区	分	支払金額	源泉徴収税額				
法第203条の3第1号適用分							
法第203条の3第2号適用分							
法第203条の3第3号適用分							
特別障害者	特別寡婦	寡夫	控除対象扶養親族の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料	
支払者	所在地	名称	(電話)				

この部分が追加になりました。

年金機構へ寡婦（寡夫）控除を申告された方は、印が入っております。

5. 地方公共団体への寄付金（ふるさと寄付金）に係る税額控除の見直し

都道府県や市区町村に寄付をした場合、所得税および市・県民税の控除が適用されます。

平成25年から平成49年まで所得税において復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄付金控除の適用を受ける場合は、ふるさと寄付金に係る市・県民税の特例控除額が調整されます。

ふるさと寄付金税額控除額 = 基本控除額① + 特例控除額②

① 基本控除額 = (寄付金額 - 2,000円) × 10%

② 特例控除額: 改正前 = (寄付金額 - 2,000円) × (90% - 所得税率)

特例控除額: 改正後 = (寄付金額 - 2,000円) × (90% - 所得税率 × 1.021)